

令和2年6月1日

保護者様

西原村立河原小学校
校長 井上 由紀

学校再開における教育活動について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止のための長期間にわたる臨時休業についてのご対応、ご協力に感謝申し上げます。

本校では、国や県の示した学校再開ガイドライン等を踏まえ、下記のとおり学校再開における教育活動の対応事項をまとめ、新しい生活様式を実践し、感染防止対策に努めて参ります。

なお、各ご家庭におかれましても、「家庭における感染防止対策チェックリスト」(別添1)による点検を行い、引き続き感染防止のための対応をお願いします。

また、新しい生活様式の啓発のための児童向け配付資料「かわはらスタイル」(別添2)についても、児童と一緒にご確認をお願いします。

記

1 今後の日程について

(1) 4時間授業

6月1日(月)～6月5日(金)

- ・登校時刻：8：20／下校時刻13：30(給食あり)
- ・児童の「心慣らし」「体慣らし」をしながら、学習や生活リズムを通常の生活に戻すための準備期間とします。

(2) 通常授業

6月8日(月)以降

- ・児童の状況等を考慮しながら通常通りの学校活動を行います。

(3) 各学期・休業期間の変更

1学期 ～ 7月31日(金)

夏期休業日 8月1日(土)～8月16日(日)

2学期 8月17日(月)～12月25日(金)

冬季休業日 12月26日(土)～1月4日(月)

3学期 1月5日(火)～3月25日(木)

(4) 学校行事

- ・家庭訪問 7月27日(月)～30日(木) 学校で三者面談として実施予定
- ・運動会 9月19日(土) 実施予定
- ・学習発表会 11月7日(土) 実施予定
- ・修学旅行 12月4日(金)～5日(土) 実施予定
- ・卒業式 3月24日(水) 実施予定
- ・その他、バスでの移動や宿泊を伴う行事は実施を検討する。

※今後の状況等によっては変更する場合があります。

2 保健管理について

(1) 家庭における健康管理

- ・毎朝、検温及び健康状態を確認し「おはようカード」に記入する。
- ・発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養する。

- ・マスク着用、こまめな手洗い(流水と石けん)・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行う。
- ・密閉、密集、密接の「3密」が重なる場を避けて行動する。
- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合及び保健所から自宅待機を指示された場合には、保護者が速やかに学校へ報告する。

(2) 学校における健康管理

- ・登校時、児童玄関で職員が、児童の検温及び「おはようカード」の記入を点検し、できていなければ教室に入る前に保健室で検温及び健康観察をする。
- ・疑いのある症状のある児童が、保健室で保護者の迎えを待つ場合は、他の児童との接触がないようにする。
- ・教室やトイレなど、一日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。
- ・職員も毎朝、検温及び健康状態を確認し、原則マスクを着用する。
- ・流水と石けんの手洗い励行する。児童に掲示物等による指導をする。
- ・換気は、2方向の窓を同時に開ける。空調使用する時もこまめに換気する
- ・喘息・アレルギー他、医療的ケアが必要な児童について配慮する。

3 学習指導について

- ・室内ではマスク着用して1 m以上離れる。体育は2 m以上離れてマスクを着用しない。対話は横に並んで行うなど、各教科での学習活動について検討し対策を行う。

4 学校生活について

- ・登下校時は、マスクを着用し、集団登下校の際に密にならないように指導する。
- ・休み時間は、熱中症予防の対策を行いながら、密にならないように指導する。
- ・掃除は、マスクを着用し、終了後は石けんを使って手を洗う。トイレ掃除は、使い捨ての手袋を使用する。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめの等への対応について

- ・適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別が生じないよう十分に配慮する。
- ・生活アンケート等により、児童からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を、早期に把握する。

6 児童の心のケアについて

- ・担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察など、継続して複数の教職員で児童の状況を丁寧かつ的確に把握し、保護者、関係機関、スクールカウンセラーと連携した対応を行う。

7 学校給食について

- ・学校再開後1週間は、児童の配膳は職員のみで行う。
- ・給食当番の児童は、給食前に担任が健康状態をチェックする。
- ・複数体制の教職員による指導を行う。
- ・机は向かい合わせにせず間隔を開け、食事中の会話は控える。